

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 3 0 日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第 3 号

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年大和市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4、24 の項中「規定する職員」の次に「（大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 18 年大和市条例第 21 号）第 2 条及び第 3 条に基づき採用された職員を除く。以下この項において「定数条例職員」という。）」を加え、「20 年又は 30 年となった」を「10 年、15 年、20 年、25 年若しくは 30 年となった職員又は 61 歳に達する日の属する年度に定数条例職員として勤務している」に改め、「認める期間」の次に「（在職した期間が 10 年又は 15 年となった職員にあっては、連続する 3 日の範囲内で必要と認める期間）」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。